

『【第2版】リアリスティック会社法・商法・商業登記法』 の改正による変更箇所

- ①イエロー：令和元年12月の会社法・商業登記法の改正
- ②ブルー：令和3年1月の商業登記規則の改正および会社法・商業登記法の改正に関する通達

『【第2版】リアリスティック会社法・商法・商業登記法』を改正対策のみに使用する場合、以下のように分けてお使いください。

- ・令和元年12月以前に発売されたテキストをお使いの方
 - イエロー（①）とブルー（②）の双方を学習してください。
- ・令和2年1月～令和3年1月に発売されたテキストをお使いの方
 - ブルー（②）のみを学習してください。

		改正内容
I	P3 / 3.	令和元年の改正の概要
	P42 / 最終段落	電子証明書の発行の請求
	P47 / ①	印鑑届の義務の廃止
	P47～57 / ②	印鑑届
	P58 / ③	電子署名と電子証明書
	P70 / ㊦	原本還付の際の謄本への押印が不要に
	P172 / ※	株券提出手続が必要かどうかについて株式交付を追加
	P194 / ⑥	反対株主の株式買取請求に株式交付を追加
	P198 / * 2	反対株主の株式買取請求の公告または通知に株式交付を追加
	P230 / ⑥	株式会社の資本金の額が増加する場合に株式交付を追加
	P234 / ②	子会社による親会社の株式の取得の例外に株式交付を追加
	P275～276 / ※	電子提供措置の制度の新設
	P283 / i	議案の要領の通知請求権の議案の数の制限の制度の新設
	P289 / (3)	書面による議決権行使書面などの閲覧請求の際の理由の明示および株式会社の請求拒絶事由の制度の新設
	P293 / ⑫	株主総会の特別決議による必要がある決議に株式交付を追加

P302／5.	株主リストへの登記所届出印での押印が不要に
P303／*	株主リストの作成者に株式交付を追加
P304／見本	株主リストへの押印が不要に
P308／⑦	種類株主総会の特別決議による必要がある決議に株式交付を追加
P310／⑧	会社法 322 条 1 項に株式交付を追加
P322／条文	本人確認証明書の条文に成年後見人または保佐人が成年被後見人または被保佐人に代わって就任承諾をする場合の規定を追加
P334～335／左の②	成年被後見人・被保佐人が取締役、監査役、執行役の欠格事由に非該当
P348／※	退任事由（取締役が成年被後見人になった場合）
P363／④	社外取締役の設置の義務化
P367／5.	社外取締役への業務の執行の委託の制度の新設
P375／条文	就任承諾の印鑑証明書の条文に成年後見人または保佐人が成年被後見人または被保佐人に代わって就任承諾をする場合の規定を追加
P389／※	株式会社における辞任届の印鑑証明書に登記所に印鑑を提出している者がいない場合の規定を追加
P510	取締役の報酬の明文化
P527～529／ 3	補償契約・役員等のために締結される保険契約の明文化
II	
P7／※	上場企業がする取締役の報酬等としての募集株式の発行等の制度の新設
P28／※	上場企業が取締役の報酬等として募集株式の発行等をする場合の登記期間
P31／（3）	募集株式の発行等の登記の登録免許税
P33／※	上場企業が取締役の報酬等として募集株式の発行等をする場合の添付書面
P36／（ii）	資本金の額の計上に関する証明書を添付する場合
P47／③	新株予約権の登記の登記事項
P50／※	上場企業がする取締役の報酬等としての新株予約権の発行の制度の新設
P51	新株予約権の登記記録
P59／※	上場企業が取締役の報酬等としての新株予約権の発行をする場合の添付書面
P97／①	社債管理者の権限の明文化
P98～99／2.	社債管理補助者の制度の新設
P100／（1）	社債管理補助者の規定を追加
P102	社債管理補助者の規定を追加
P194／※	支店所在地における登記の廃止
P270	株式交付の制度の新設

P335／※	吸収分割の登記と株式交換の登記における印鑑証明書の添付の廃止
P364／※	新設分割の登記と株式移転の登記における印鑑証明書の添付の廃止
P365～377	株式交付の制度の新設
P405／（4）	株主による責任追及等の訴えにおける和解の際の監査役などの同意の制度の新設
P438～440	管轄外の本店移転の登記における印鑑届
P446／＊	支店所在地における登記の廃止
P453／＊	支店所在地における登記の廃止
P460／＊	支店所在地における登記の廃止
P539／①	商号の譲渡の登記における商号の譲渡人の承諾書への押印
P540／①	免責の登記における商号の譲渡人の承諾書への押印
P572／※	一般社団法人における辞任届の印鑑証明書に登記所に印鑑を提出している者がいない場合の規定を追加
P588／②※	一般財団法人における辞任届の印鑑証明書に登記所に印鑑を提出している者がいない場合の規定を追加
P622	オンラインによる手続ができる内容の変更